

札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション研修会費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（平成29年条例第30号）第7条第1項第2号の規定に基づき、団体等が主催する、障がい特性に応じたコミュニケーション手段（次項に定めるものをいう。以下同じ。）を学ぶ研修会（以下「研修会」という。）の講師招へいに係る費用の全部又は一部を補助することにより、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を図ることを目的とし、その講師招へいに必要な経費について、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段とは、手話（触手話及び弱視手話を含む。）、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、札幌市とする。

(対象者)

第3条 この要綱による補助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 札幌市内に事業所を有する事業者
- (2) 札幌市内において活動する町内会、サークル、PTA等の団体やグループ

(対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、札幌市内において開催される研修会であって、次の各号の全てに該当するものに係る経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、国又は道その他の団体等が実施する事業により補助を受けるもの及び第7条による交付決定の前に実施された研修会に要した経費を除く。

- (1) 申請年度の3月31日までに行うもの。
- (2) 市内に在住、在学、在勤するおおむね10人以上が参加予定のもの。
- (3) 障がい当事者やコミュニケーション支援者（障がい特性に応じたコミュニケーション手段によるコミュニケーションを支援する者をいう。）等を講師として行うもの。
- (4) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶもの。

(補助金の額)

第5条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の額は、対象経費の全額とする。ただし、別表に掲げる補助限度額を上限とする。

(申請)

第6条 この要綱による補助を受けようとする対象者は、研修会を実施する前に、次の各号の書類により、申請年度の2月末までに市長に申請するものとする。

- (1) 札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション研修会費補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書
- (3) 対象経費の見積書（対象経費相当額が明記されたもの）等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、申請者に対し、札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション研修会費補助金交付決定通知書(様式2)により通知するものとする。この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を附することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、申請を却下することを決定したときは、申請者に対し、札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション研修会費補助金交付申請却下決定通知書(様式3)により通知するものとする。

(補助金の再交付の決定)

第8条 本事業による補助を受けたことのある者は、本事業による補助金の交付の決定を再び受けることはできない。

(決定内容の変更又は決定の取消し)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、研修会に関する内容を変更または研修会を中止する場合には、あらかじめ、次の各号の書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション研修会費補助金内容変更(中止)承認申請書(様式4)

(2) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の申請内容を審査した結果、変更又は中止が必要であると認めたときは、第7条第2項の決定内容の全部若しくは一部を変更し、又は決定を取消することができるものとする。

(完了の報告)

第10条 交付決定者は、研修会を完了した後30日以内に、次の各号の書類により、市長に報告をするものとする。ただし、市長への完了の報告は、補助金交付決定日が属する年度の3月31日を超えてはならない。

(1) 完了報告書(様式5)

(2) 事業終了報告書

(3) 領収書(対象経費相当額が明記されているもの)の写し

(4) 札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション研修会費補助金交付決定通知書の写し

(5) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の報告に基づき、補助決定に沿った内容であるか否かについて審査を行い、補助金額を確定するものとする。

2 市長は、前項により補助金額を確定したときは、報告者に対し、札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション研修会費補助金交付確定通知書(様式6)により、補助確定額等を通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助額の確定の後において、次の各号の書類に基づき交付するものとする。

(1) 札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション研修会費補助金請求書(様式7)

(2) 通帳(金融機関名、店名、口座番号、口座名義がわかるもの)等の写し

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

| 対象経費 | 適用 | 補助率 | 補助限度額 |
|---------------------------------------|--------------------------------------|-------|---------|
| 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ研修会の講師招へいに係る費用 | 障がい当事者やコミュニケーション支援者等を講師として招へいし支払う報償費 | 10/10 | 10,000円 |